

○国立大学法人上越教育大学危機管理規則

(平成27年3月24日規則第10号)

最終改正 平成30年3月23日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における危機管理体制、対処方法等を定め、もって、本法人及び上越教育大学（以下「本法人等」という。）の構成員等の安全の確保を図るとともに、大学としての社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 災害発生時の危機管理に係る本法人等における対応については、国立大学法人上越教育大学防災規則（平成16年規則第9号）その他関係する学内規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 本法人等の構成員 本法人等の役員、職員、学生その他本法人等において教育研究、学業等に従事するすべての者をいう。
- (2) 危機管理 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況の把握・分析並びに当該危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。
- (3) 部局 監査室、事務局各課・室（課及び課に置く室をいう。以下「課」という。）、学系、専攻、学校教育実践研究センター、保健管理センター、情報メディア教育支援センター、心理教育相談室、特別支援教育実践研究センター、国際交流推進センター及び各附属学校をいう。
- (4) 部局の長 前号の部局の長をいう。

(危機管理の対象)

第3条 この規則において、危機管理の対象となる事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事象であって、組織的かつ集中的な対応が必要なものをいう。

- (1) 本法人等の教育研究等の活動の遂行に重大な支障を生ずる事象
- (2) 本法人等の構成員等の安全に関わる重大な事象
- (3) 本法人等における施設管理上の重大な事象
- (4) 本法人等における社会的信用を損なう事象
- (5) その他前各号に準ずる事象

(危機管理室の設置)

第4条 本法人に、危機管理対策の改善・強化を図るため、国立大学法人上越教育大学危機管理室（以下「危機管理室」という。）を置く。

2 危機管理室に関し必要な事項は、別に定める。

(学長等の責務)

第5条 学長は、本法人等の危機管理を統括する責任者として、本法人における危機管理体制の確立、対処方策の決定その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 理事及び副学長は、学長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 部局の長は、当該部局の危機管理を統括し、危機管理室と連携を図りつつ、当該部局における危機管理体制の確立、対処方策の決定その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 学長、理事、副学長及び部局の長は、関係する法令及び学内規則等に従い、本法人等の構成員等が本法人等に起因する危機により、被害、災害等を被ることがないように常に配慮しなければならない。
- 5 危機管理室長及び部局の長は、危機管理に関する資料の配付、研修及び訓練の実施等により、本法人等の構成員に係る危機管理の意識の啓発に努めなければならない。
- 6 本法人等の職員は、常に危機管理の意識をもって、その職務を遂行しなければならない。

(危機事象発生への対応等)

第6条 本法人等の構成員は、緊急に対処すべき危機事象が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちに所属する部局の長に通報しなければならない。

- 2 部局の長は、前項の通報を受けたとき又は自ら危機事象の発生若しくは発生のおそれのあることを知ったときは、直ちに本法人等の構成員等の安否等当該危機事象の状況の確認及び情報収集を行い、避難等必要な応急措置を講ずるとともに、直ちに危機管理室長に報告しなければならない。
- 3 危機管理室長は、この規則に基づき部局の長から危機事象の報告を受けたときは、直ちに当該危機事象に係る担当の理事又は副学長への取り次ぎを行うとともに、必要に応じて対処方策等を学長、当該担当の理事又は副学長及び当該部局の長と協議の上、措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、危機管理室長は、当該危機事象に関し、該当する部局限りで対処することが適切と認める場合は、当該部局の長にその対処を委ねることができる。この場合において、当該部局の長は、当該危機事象への対処の終了後に遅滞なく危機管理室長にその対処について報告しなければならない。
- 5 前項の場合において、当該部局の長は、必要に応じて、他の関係部局等に協力を求めることができる。
- 6 本法人等の構成員及び部局の長は、危機事象の対処等が他の学内規則等に定めのあるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該学内規則等に従い、対処できるものとする。

(危機管理対策本部の設置)

第7条 学長は、危機事象の対処のために必要と認めた場合は、速やかに当該危機事象に係る危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- 4 副本部長は、危機管理室長をもって充て、本部長を補佐する。

- 5 本部員は、理事、副学長及び本部長が指名する者をもって充て、本部長及び副本部長の指示に従い、対策本部の業務を処理する。
- 6 対策本部の事務は、関係課の協力を得て、総務課において処理する。
- 7 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。
(対策本部の業務及び権限)

第8条 対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機事象に係る情報収集及び分析に関すること。
 - (2) 危機事象に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。
 - (3) 危機事象に係る本法人等の構成員等への情報提供に関すること。
 - (4) 危機事象に係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 危機事象に係る報道機関への情報提供に関すること。
 - (6) 次条第1項に規定する部局本部との連携に関すること。
 - (7) その他危機事象への対処に関し必要な事項
- 2 対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に迅速に対処しなければならない。
 - 3 本法人の職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
 - 4 対策本部は、危機事象への対処に当たり、役員会、経営協議会、教育研究評議会等（以下「役員会等」という。）の審議その他学内規則等に基づく必要とされる手続を省略することができる。
 - 5 前項の場合において、対策本部は、危機事象への対処の終了後に、遅滞なく役員会等にその対処について報告しなければならない。
(部局における危機管理対策本部)

第9条 学長は、部局における危機事象に対処するため必要と判断した場合は、当該部局の長に当該危機事象に係る危機管理対策本部（以下「部局本部」という。）の設置を指示することができる。

- 2 部局の長は、前項のほか、危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、対策を講じる必要があると判断したときは、当該部局に部局本部を設置するものとする。
- 3 部局の長は、部局本部を設置したときは、遅滞なく危機管理室長に報告するとともに、その内容、対策方針、対策状況等について、随時危機管理室長に報告するものとする。この場合において、危機管理室長は第6条第3項の規定に基づき必要な事項について学長に協議するものとし、学長は当該危機事象への全学的な対処が必要と判断したときは、対策本部を設置することができる。
- 4 部局本部に係る組織、業務、緊急連絡体制その他必要な事項は、当該部局の長があらかじめ定めるとともに、当該部局の職員に周知しておくものとする。
- 5 部局本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。
(学長又は危機管理室長が不在等の場合の措置)

第10条 学長又は危機管理室長が外国出張等により不在の場合又は事故がある場合は、あらかじめ学長が指名する理事又は副学長がこの規則に基づき、危機管理に当たるものとする。

(細則)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか，危機管理に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第6号（平成30年3月23日））

この規則は，平成30年4月1日から施行する。